入札説明書

独立行政法人都市再生機構中部支社の「２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事」に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

１　掲 示 日　平成 28 年８月４日

２　発 注 者　独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　伊藤　功
〒460－8484　名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号

３　工事概要

(1)　工 事 名　２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事

(2)　工事場所　愛知県名古屋市熱田区大宝 2-4 他

(3)　工事内容　①給水施設改良工事一式
白鳥パークハイツ大宝（１団地３施設）
②屋内給水管（共用）改修工事一式
鳴海団地 201 号棟、301～304 号棟（５棟１０５戸）
③給水施設改良（蓄圧タンク撤去）工事一式
朝倉団地 19 号棟（１団地１施設）
④雑排水管修繕工事一式
鳴海団地 301～303 号棟（３棟６８戸）

(4)　工　　期　平成 28 年９月 29 日から平成 29 年４月 13 日まで（当初設定工期）
※本工事の工事着工日については、契約締結日の翌日から工事着工期限日（平成 28 年 12 月 21 日）までの間で落札者が選択できることとする。
※落札者は、契約締結日前に入札説明書の別添 1「フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領」定める工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し実施工事期間（196 日間とする（実施工事期間には準備工事を含み、工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。）。）を加えた工期を契約工期とする。

(5)　工事の実施形態
①　本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工事の始期日をいう。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式）の試行工事である。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
③　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準

を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

(6)　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。

なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできる。）

4　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構中部地区における平成 27・28 年度の一般競争参加資格について、管工事Ｂ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により管工事Ｂ等級の再認定を受けていること。）。

(3)　愛知、岐阜又は三重県内のいずれかに本店、支店又は営業所があること。

(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から３に示した工事（以下「本工事」という。）の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(6)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(7)　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8)　当支社（所管事務所を含む）発注の工事成績について、資料の提出期限日前 1 年以内の期間において 60 点未満のものがないこと。

(9)　平成 18 年度以降（平成 18 年度以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る）に、ＲＣ造若しくはＳＲＣ造の居住中の共同住宅に係る単独の機械設備修繕工事の元請け又は当機構発注工事の一次下請けとしての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

但し、施工実績は当初工事請負額が５百万円（税込み）以上の工事とする。

(10)　配置予定技術者の資格・工事経験

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、

建設業法第 26 条第３項及び建設業法施行令第 27 条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

① 一級管工事施工管理技士、技術士又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。かつ、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 平成 18 年度以降の 10 ヵ年度内に完成し引き渡しが済んでいる工事において、元請けとして上記(9)に掲げる同種工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての経験又は当機構発注工事の一次下請けとして上記(9)に掲げる同種工事の主任技術者としての経験を有すること。

③ 配置予定技術者は、本競争への参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(11) 平成 26 年４月１日以降に当機構が中部地区で発注した工事種別「管」において調査基準価格を下回った価格をもって保全工事を契約し、工事成績評定に 68 点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「管」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、契約した保全工事を施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(12) 低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

(13) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細については、機構ホームページhttp://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.htmlを確認のこと）。

(14) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

５ 設計業務等の受注者等

(1) ４(7)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 環境設備計画（所在地：愛知県名古屋市東区代官町 39 番 22 号太洋ビル４階）
株式会社 建築設備計画（所在地：愛知県名古屋市北区若葉通一丁目 28 番地）

(2) ４(7)の「当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する者である。

① 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額

の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当支社等

(1) 申請書及び資料について

〒460－8484 名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル 7 階
独立行政法人都市再生機構中部支社
住宅経営部設備技術チーム 電話 052－968－3177

(2) 平成 27・28 年度の一般競争参加資格について

〒460－8484 名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル 6 階
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理チーム 電話 052－968－3315

7 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い申請書及び資料を提出し、支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4 (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、4 (1)及び(3)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて 4 (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において 4 (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(平成 27・28 年度の一般競争参加資格の申請)

提出期間： 平成 28 年 8 月 4 日（木）から平成 28 年 8 月 24 日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時の間は除く）

提出場所： 上記 6 (2)に同じ

提出方法： 一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(競争参加資格の申請)

提出方法： 申請書及び資料は、電子入札システムにて提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明で

きる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

提出期間：　平成 28 年８月４日（木）から平成 28 年８月 24 日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く）

提出場所：　電子入札システムによる場合は、上記６(2)に同じ。

紙入札方式による場合は、下記に提出する。

〒460－8484　名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル７階

独立行政法人都市再生機構中部支社

住宅経営部設備技術チーム　電話 052－968－3177

提出にあたっては、担当者に事前連絡を行い提出すること。

(2)　申請書は、別添「詳細条件審査型一般競争入札に係る競争参加資格確認申請書類作成の手引」（以下「書類作成の手引き」という。）の別記様式１により作成すること。また、紙入札方式で参加する場合には返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392 円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。

(3)　資料は次に従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、平成 18 年度以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り、以下に従い記載すること。

①　施工実績について

４(9)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別添「書類作成の手引き」の別記様式２に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。添付資料については同様式欄外（注２）による。なお、当機構の施工実績があれば、これを優先して記載すること。

②　配置予定の主任（監理）技術者の資格・工事経験について

４(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の主任（監理）技術者の資格及び工事経験を別添「書類作成の手引き」の別記様式３に記載すること。記載する同種工事の件数は１件でよい。なお、配置予定の技術者として、複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することができる。この場合には、記載する配置予定技術者全員について、資料を提出すること。添付資料については同様式欄外（注２）による。

入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと。（様式任意）なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったと

きは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成 28 年８月 31 日（水）に、電子入札システム（書面により申請した場合は、書面）にて通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 支社長は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式は Word2010 形式以下のもの、Excel2010 形式以下のもの、PDF 形式又は画像ファイル（JPEG 形式及び GIF 形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、ZIP 又は LZH 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

申請書には代表者印を押印し、契約書その他の書類等、印がついているものはスキャナーで読み込み本文を貼り付けること。

ファイルの容量の合計が２ＭＢを超える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に「『２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- 郵送する旨の表示
- 郵送する書類の目録
- 郵送する書類のページ数
- 発送年月日

提出期限は、上記７(1) 競争参加資格の申請の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

⑥　紙入札方式とする場合における、持参により提出する場合の注意事項

持参により申請書及び資料等を提出する場合は、申請書、資料、その他必要書類等全ての書類を提出場所に持参すること。

(7)　4(14)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書（別記様式４）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

8　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：　平成28年９月７日（水）午後４時
②　提出場所：　６(2)に同じ。
③　提出方法：　電子入札システムにより提出するものとする。ただし、支社長の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2)　支社長は、説明を求められたときは、平成28年９月14日（水）までに説明を求めた者に対し、電子入札システム（書面による説明要求の場合は書面）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3)　支社長は、申立期間の徒過その他客観的にかつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4)　支社長は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。（書面による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

9　再苦情申立て

(1)　８(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日

（書面による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から７日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。)以内に、次に従い書面により支社長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

① 受付場所： 〒460－8484
名古屋市中区錦三丁目５番 27 号 錦中央ビル６階
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部総務チーム 電話 052－968－3305

② 受付時間： 土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く）

(2) 支社長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。

(3) 支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。

(4) 支社長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類の入手先
(1)①に同じ。

１０ 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書（設計図書、現場説明書等を含む）に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。提出がない場合は、質問がないものとみなす。

① 提出期間：平成 28 年８月 25 日（木）から平成 28 年８月 31 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く）まで

② 提出場所： ６(2)に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、質問書を持参することにより提出するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供する。
書面により質問書を提出した者は、上記(1)②の提出場所にて閲覧に供する。

閲覧期間： 平成 28 年９月７日（水）から平成 28 年９月 20 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く）

１１ 入札書の締切、開札の日時及び場所等

(1)　入札書の締切日時等

締切日時：　平成 28 年９月 20 日（火）正午まで

提出方法：　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、６(2)に持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

(2)　開札の日時及び場所

①　日時及び場所

平成 28 年９月 21 日（水）　午後１時 30 分

〒460－8484　名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル６階

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理チーム　電話 052－968－3315

なお、第１回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。入札書の締切り及び開札の日時については、次のとおりとする。

書面により再度入札する場合については、発注者から指示する。

②　電子入札システムによる再入札書の締切日時

日　　時：平成 28 年９月 21 日（水）　午後４時 00 分

③　電子開札の日時及び場所

日　　時：平成 28 年９月 21 日（水）　午後４時 10 分

場　　所：(2)①に同じ

(3)　その他

紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、当機構から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

１２　入札方法等

(1)　入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面により独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理チームに持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　その他入札に係る事項については、入札心得書による。

(4)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

(5)　当該工事において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

１３　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金：免除

(2)　契約保証金：請負代金額の 10 分の 1 以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

１４　工事費内訳書の提出

(1)　本件の入札に際しては、第１回の入札において、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。提出方法、締切日時は、入札書と同じとする。

(2)　内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、別に示す記載方法（設計図書に同梱）を参考にして、内訳書を作成すること。なお、内訳書には商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）すること。

(3)　次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第 7 条第 9 号に該当する無効の入札として、原則として当該内訳書提出者の入札を無効とする。

①　内訳書が未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）

イ　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ　内訳書とは無関係な書類である場合

ハ　他の工事の内訳書である場合

ニ　白紙である場合

ホ　内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）

ヘ　内訳書が特定できない場合

ト　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

②　記載すべき事項が欠けている場合

イ　内訳書の記載が全くない場合

ロ　入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③　添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ　他の工事の内訳書が添付されていた場合

④　記載すべき事項に誤りがある場合

イ　発注者名に誤りがある場合

ロ　発注案件名に誤りがある場合

ハ　提出業者名に誤りがある場合

ニ　内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤　その他未提出又は不備がある場合

(4)　内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5)　電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより内訳書を提出する場合の注意事項は、上記７(6)⑤による。

１５　開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

入札参加者が書面による入札を行う場合には、当該書面による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要。）。

書面による入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該書面による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

１６　入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において４に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

１７　落札者の決定方法

①　当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

②　①ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別紙－１）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

１８　支払条件

(1)　前金払　４０％以内

(2)　中間前金払又は出来高３回（どちらか一方を選択）

(3)　完成払

また、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第 34 条第 1 項中「10 分の４」を「10 分の２」に、第５項中「10 分の４」を「10 分の２」に、「10 分の６」を「10 分の４」に、第６項中「10 分の５」を「10 分の３」に、「10 分の６」を「10 分の４」に読み替えるものとする。

１９　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無し

２０　その他

(1)　入札参加者は、機構ホームページ（http://www.ur-net.go.jp/）の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書（案）並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。

(2)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3)　落札者は、７(3)②の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。なお、配置予定の技術者の変更は、原則として認めない。

(4)　当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象文書になる。

(5)　電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～１月3日を除く毎日、9時15分から17時40分まで稼動している。システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。

(6)　システム操作マニュアルは、ＵＲ都市機構　入札・契約情報　電子入札のホームページに公開している。

(7)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札システムヘルプデスク　℡03-5606-1752

電子入札ホームページ　http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/

・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理チーム　電話052-968-3315

(8)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(9)　提出書類については、別添「書類作成の手引き」に基づいて作成し提出すること。

(10)　独立行政法人が行う契約情報の公表について

別紙－２「独立行政法人が行う契約情報の公表について」参照のこと。

(11)　申請書及び資料を提出する前に、使用印鑑届（代表者の印鑑証明書（提出日の３ヶ月以内のもの・原本）を添付）及び年間委任状を提出のこと。

平成27年４月１日以降に提出済の場合は、再度提出する必要はない。但し、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。

(12)　受注者は、個人情報の取り扱いに関する別紙－３「個人情報等の保護に関する特約条項」を、「契約書」と併せて、同日付けで締結するものとする。なお、個人情報等の保護に関する特約条項第1条の個人情報とは、以下のものを想定している。

・居住者の情報　　・駐車場の情報

以　上

別紙－１

確　認　書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者○○○○○○○は、下記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり確認する。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１　契約対象工事名　：　２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事

２　低入札価格調査による確認事項　（別紙）

平成○○年○○月○○日

発注者　　独立行政法人都市再生機構
○○支社長　　○○　○○　㊞

受注者　　社名
代表取締役　　○○　○○　㊞

（別紙）

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1　○○○に関すること。

① △▽▲▼
② ◇◆◇◆
③ ・・・・

2　◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼
② ◇◆◇◆
③ ・・・・

3　※※※に関すること。

記載要領

1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以　上

別紙－２

独立行政法人が行う契約情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１） 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２） 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

（３） 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４） 公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

以　上

別紙－３

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成　　年　　月　　日付けで締結した２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一　個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第２項に規定する個人情報をいう。）

二　居住者に関する情報

三　駐車場に関する情報

（個人情報等の取扱い）

第２条　受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第３条　受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式１）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第５条　受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第６条　受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第８条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第９条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記

録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（下請けの制限等）

第10条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負わせてはならない。

２　受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その下請させる者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

３　前２項の規定は、第１項の規定に基づき下請けさせた者が更に他に請負わせる場合、その下請させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条　受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

２　受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

（事故等の報告）

第12条　受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条　受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が１年以上の場合においては契約の始期から６か月後の月末までに(以降は、直近の報告から１年後の月末までに)、書面（別紙様式２）により報告しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

３　受注者は、第１項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条　受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　年　月　日

発注者　　住所

氏名　　印

受注者　住所

氏名　　印

（別添）

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1　個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2　個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1)　書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2)　データ

①　データを保存するＰＣ及びスマートフォンやＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

②　①に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3　個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2)　送付及び持出し等の手順

①　郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

②　ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡

・複数人で宛先番号の確認

・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③　電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファ

イルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④　持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4　個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5　個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6　個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7　個人情報等の返還等について

①　業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

②　発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8　個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2)　必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。

(3)　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。

(4)　個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9　事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10　その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第７条第２項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11　特記事項

特になし

別紙様式１

平成　年　月　日

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

１　取扱責任者及び取扱者

	部　署 役　職	氏　名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取 扱 者	○○部△△課 係長		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課		＊＊＊地区に係る～～～

２　管理及び実施体制図

（様式任意）

別紙様式２

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構中部支社
　支社長　伊藤　功　殿

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

記

１　確 認 日　　平成　年　月　日

２　確 認 者　　取扱責任者　○○　○○

３　確認結果　　別紙のとおり

以　上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確　認　内　容		確認結果	備考
1　管理及び実施体制			
平成　　年　　月　　日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。			
2　秘密の保持			
個人情報等を第三者に漏らしていない。			
3　安全確保の措置			
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。			
《個人情報等の保管状況》			
①	個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
②	データを保存するＰＣ及びスマートフォンやＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③	アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④	②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》			
①	発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
②	送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③	郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④	ＦＡＸについては、原則として禁止しており、やむを得ずＦＡＸ送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤	ｅメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		

確　認　内　容	確認結果	備考
⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ １回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4　収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5　利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6　複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7　再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8　返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9　携帯電話機の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10　事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11　取扱手順書の周知・徹底		

確　認　内　容	確認結果	備考
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12　その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※　確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

別添

詳細条件審査型一般競争入札に係る競争参加資格確認申請
書類作成の手引き

「２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事」に係る競争参加資格の確認について提出する書類は、この手引きに基づいて作成、提出してください。

１　申請書の提出について

（１）申請書類は、２に定める書類を、３に定める方法に基づき提出して下さい。
（２）添付資料も含め、書類はすべてＡ４サイズで作成して下さい。（Ａ３折込み含む）
（３）書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
（４）提出部数は１部とします。

２　申請書の提出書類

（１）競争参加資格確認申請書　**別記様式１**
　①　建設業許可通知書又は建設業許可証明書（写し）
　②　建設業許可申請書（様式第１号及び同号別表）の写し
　③　平成 27・28 年度の競争参加資格認定通知書（写し）
（２）同種工事の施工実績　**別記様式２**
　・　同種工事の施工実績が確認できる書類
　　イ　契約書・設計図書の一部等（写し）
　　ロ　又はイが確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）
（３）配置予定の主任（監理）技術者の資格・施工実績　**別記様式３**
　①　一級管工事施工管理技士、技術士等の免許証又は合格証明書等（写し）
　②　監理技術者資格者証(表・裏の写し)、監理技術者講習修了証（写し）
　③　同種工事の施工実績及び従事役職が確認できる書類
　　イ　契約書・設計図書の一部等（写し）
　　ロ　現場代理人届、主任（監理）技術者届（写し）
　　ハ　又はイ及びロが確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）
　④　雇用関係を証明する書類（イまたはロ）
　　イ　健康保険証、雇用保険証等（写し）
　　ロ　在籍証明書
（４）社会保険加入状況
　①　経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）
　②　（社会保険等未加入者が適用除外となった場合）元請適用除外誓約書　**別記様式４**
　③　（社会保険等未加入者が加入した場合）加入をした事を証明する書面
　　イ　健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面（下記に示すいずれかの書面）
　　・「健康保険・厚生年金保険」領収書（写し）
　　・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書（写し）
　　・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）
　　ロ　雇用保険の加入した事を証明する書面（下記に示すいずれかの書面）
　　・「雇用保険」領収済通知書（写し）及び労働保険概算・確定保険料申告書（写し）
　　・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）（写し）

注１）　同種工事の施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること。（いずれも写し）

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。（ＣＯＲＩＮＳ登録内容の写しを提出すること。）

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。（※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがあります。）

注２）　提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部（写し）については、Ａ３版に縮小しＡ４版に折り込むこと。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること（工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーすること）

注３）　ＣＯＲＩＮＳ登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注４）　配置予定技術者に係る同種の工事の施工実績において、従事役職〔現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者〕の証明書類は必ず提出すること。〔ＣＯＲＩＮＳ登録の写し又は現場代理人届の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

注５）　配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することも出来る。（ただし、配置予定の技術者ごとに予定配置技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。）

また、同一の予定者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することが出来なくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事が出来ないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

注６）　同種工事の施工実績と配置予定技術者の施工実績を確認する工事が同一の場合は、工事請負契約書及び図面等は省略することができます。

３　セット方法

（１）電子入札システムにより提出する場合

・ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

・ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

・申請書には代表者印を押印し、契約書その他の書類等、印がついているものはスキャナーで読み込み本文を貼り付けること。

・ファイルの容量の合計が２ＭＢを超える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

・郵送する際は、表封筒に「『２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

　・郵送する旨の表示

・郵送する書類の目録
・郵送する書類のページ数
・発送年月日

・提出期限は、入札説明書記載の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達の記録が残るものに限るものとする。

（２）書面（郵送含む）により提出する場合

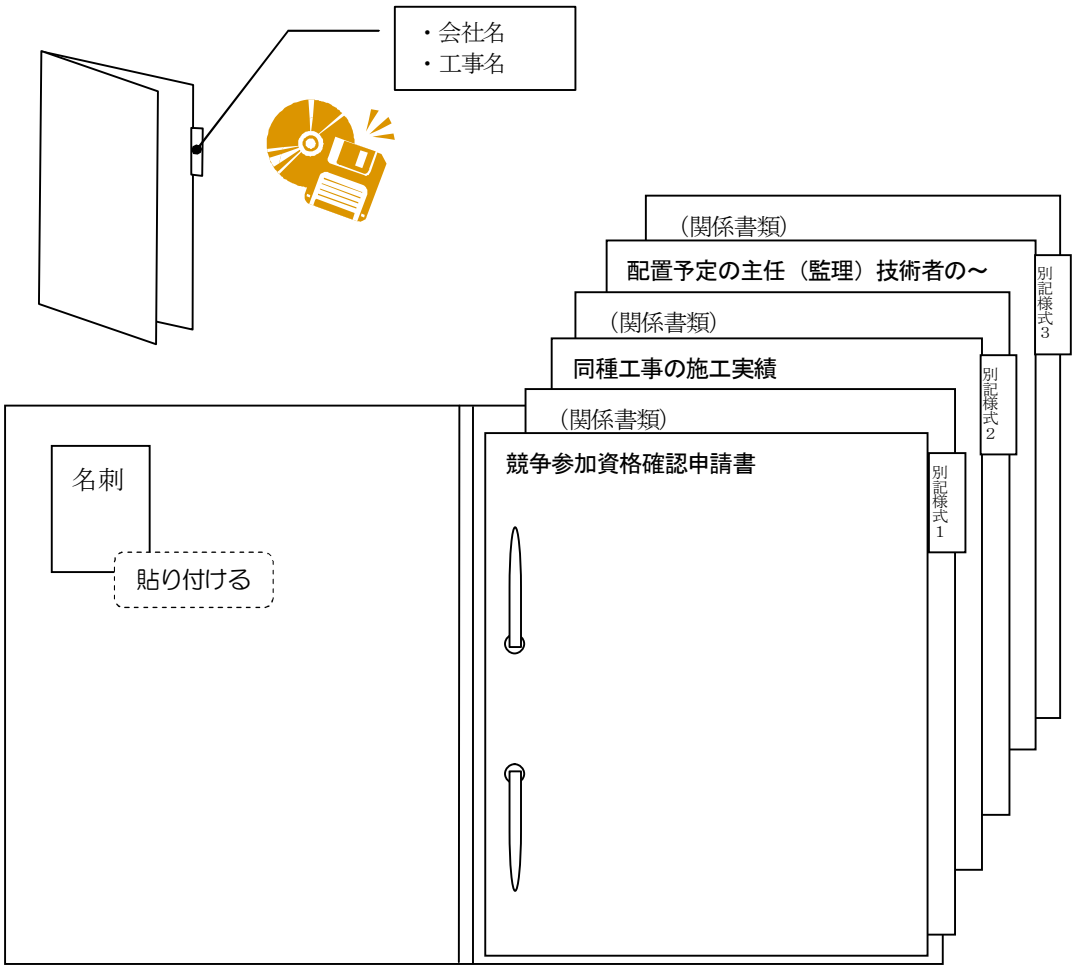

（コクヨＡ４－ＩＦ等のＡ４サイズ個別フォルダ）

○**別記様式１～３**の順に綴じること。

共同申込の場合、代表者と代表者以外の両方の資料があるものは、代表者の資料の次に代表者以外の資料を綴じる。

○Ａ４版ファイル（左側２穴）に綴じ、インデックスに工事名及び会社名を記入する。

○設計図書：Ａ３版に縮小し、Ａ４版に折り込む。同種工事の確認部分に赤字でマーク。

○各様式の最初のページにインデックスをつける。

○ファイルの裏表紙に名刺を貼りつける。

４　その他の提出物

電子入札にて参加する場合は必要ありませんが、紙入札方式で参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金（392 円）の切手を貼った長３号封筒１通を併せて提出すること。なお、資料を提出した確認が必要な場合には、**別記様式１**の写しに機構受付印を押して返却するので、**別記様式１**の写しを用意し、その旨受付で申し出ること。

５　提出期間

平成 28 年８月４日（木）から平成 28 年８月 24 日（水）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時までの間は除く）

紙入札方式で参加する場合には、あらかじめ前日までに提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

６　書類提出先

(1)　電子入札による場合は、電子入札システムにより提出する。

ただし、容量が２ＭＢを超える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。この場合、電子入札システムでの提出との分割は認めない。提出場所は紙入札方式による場合の場所と同じとする。

(2)　紙入札による場合は、次による。

〒460-8484　名古屋市中区錦三丁目５番 27 号（錦中央ビル７階）
独立行政法人都市再生機構中部支社
住宅経営部 設備技術チーム
電話　052-968-3177

７　使用印鑑届及び年間委任状について

(1) 申請書及び資料を提出する前に、使用印鑑届（代表者の印鑑証明書（提出日の３ヶ月以内のもの・原本）を添付）及び年間委任状を提出のこと。

平成 27 年４月１日以降に提出済の場合は、再度提出する必要はない。但し、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる

８　書類作成の手引きに関する問合わせ先

(1)　申請書及び資料について
中部支社住宅経営部設備技術チーム
電話 052-968-3177

(2)　平成 27・28 年度の一般競争参加資格・電子入札システム及び使用印鑑届等について
中部支社総務部経理チーム
電話 052-968-3315

以　上

別記様式１

競争参加資格確認申請書

平成　年　月　日

独立行政法人都市再生機構中部支社
　支社長　伊藤　功　殿

代表者　住所
商号又は名称
代表者氏名　　印

連絡者　担当者氏名
所属（電話）
（ＦＡＸ）

平成 28 年８月４日付で掲示のありました「２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達 95 号）第 331 条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書 7(3)①に定める同種工事の施工実績について記載した書面別記様式２
２　入札説明書 7(3)②に定める配置予定技術者の資格・施工実績について記載した書面別記様式３
３　入札説明書 7(7)に定める経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）

（注 1）同種工事の施工実績別記様式２において、各要件を満たすために複数の工事件名となる場合には、本様式を複数部作成のこと。

（注２）配置予定技術者名は、別記様式３「配置予定の技術者」の氏名を記入する。
複数者及び複数工事の場合には、本様式を複数部作成のこと。

（注３）返信用封筒として表に申請者の住所・会社名・担当者を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（392 円）の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。
※紙入札で参加する場合には必要となります。（電子入札で参加する場合は必要ありません。）

（注４）申請の証明が必要な場合には、本申請書別記様式１の写しを、資格確認資料とは別に提出すること。

（注５）最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書別記様式４を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

別記様式2

平成　年　月　日

同種の工事の施工実績

商号又は名称	

項目		施工実績事例
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	請負金額	総額　　百万円（出資比率　　％　　百万円）
	工期	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
工事対象建物概要	構造・階数	(1)RC造　　(2)SRC造　　階建て
	棟数・戸数	棟　　戸
	住宅種別	(1) 賃貸住宅　　(2) 分譲住宅
	延べ床面積	㎡
	入居状況	居住中
工事概要等		

（注1） 施工実績は、入札説明書4(9)に該当する工事について記載すること。

（注2） 元請又は当機構発注工事の一次下請けとしての実績であること、請負金額が証明できる書類及び共同企業体の場合は出資比率を証明できるもの（工事請負契約書の表紙、特定元方事業者の事業開始報告書等の写し等）及び工事名称、工事内容、工事規模等が確認できる書類（設計図書の写し等）を添付すること。ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを提出することをもって代えることができる。
なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、併せて当該書類の原本を提示し受付者の確認を受けること。
（設計図書の写し等については、工事対象が分かるよう配置図等に工事範囲を赤色でマークすること。）

（注3） 工事概要等の欄は、工事内容、工種、施工方法、数量等を詳細に記載すること。

（注4） 請負金額は500万円以上のものとし、消費税を含むものとする。

別記様式3

平成　年　月　日

主任(監理)技術者の資格・工事経験

商号又は名称	

1. 配置予定技術者

氏　　名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		生年月日	昭和　年　月　日生　歳
			性　別	男 ・ 女
最 終 学 歴	学科(専攻) 昭和・平成　年　月　日卒業			
法令による免許	一級管工事施工管理技士	取得時期	昭和・平成　年　月　日	
		登録番号		
	技　術　士	取得時期	昭和・平成　年　月　日	
		登録番号		
		取得時期	昭和・平成　年　月　日	
		登録番号		
	指定建設業監理技術者	取得時期	昭和・平成　年　月　日	
		登録番号		
	監理技術者講習修了証	修了月日	昭和・平成　年　月　日	
		登録番号		

2. 現在の職務従事状況

社内勤務の場合	勤　務　地		所属・役職	
	業 務 内 容		在 籍 期 間	
工事現場勤務の場合 (工事概要)	工 事 名 称		従 事 役 職	(1) 監 理 技 術 者 (2) 主 任 技 術 者 (3) 現 場 代 理 人
	発 注 機 関			
	工 事 場 所		専任・兼任	(1)専任　(2) 兼任
	工　　期	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日		
	工 事 内 容			

3. 同種の工事の工事経験

工 事 名 称			従 事 役 職	(1) 監 理 技 術 者 (2) 主 任 技 術 者 (3) 現 場 代 理 人
発 注 機 関				
施 工 場 所			専任・兼任	(1)専任　(2) 兼任
請 負 金 額	総額　百万円(出資比率　%　百万円)＊消費税を含む。			
工　　期	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日			
建物概要 構造・階数	(1)RC造　(2)SRC造　階建			
建物概要 棟数・戸数	棟　戸	延べ床面積	㎡	
建物概要 住宅種別	(1) 賃貸住宅 (2) 分譲住宅	入居状況	居　住　中	
工 事 内 容 等				

(注1)　同種の工事の工事経験は、入札説明書4(10)に記載する条件を全て満たす工事を記載すること。

(注2)　同種の工事の工事経験欄に記載した工事について、工事名称、工事内容、工事規模等が確認できる契約書・設計図書の写し等を添付すること。なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、併せて当該書類の原本を提示し受付者の確認を受けること。(設計図書の写し等については、工事対象が分かるよう配置図等に工事範囲を赤色でマークすること。)
また、監理技術者・主任技術者又は現場代理人として従事したことが証明できる書類(施工体制台帳・施工体系図の写し等)及び監理技術者資格証明証の写し(表・裏)を添付すること。

別記様式４

平成　　年　月　日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長　伊藤　功　殿

代表者　住所

商号又は名称

代表者氏名　　印

元請適用除外誓約書

別紙の理由により、２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事の競争入札に関し、当社は、○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

別紙

（健康・厚生年金保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇　〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

別添 1

フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領

独立行政法人都市再生機構

（総則）

第１条　本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、フレックス工期（受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、これが手続き上明確になっている契約方式に係る設定可能な工期の始期と終期の期間をいう。以下同じ。）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式をいう。以下同じ。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事（フレックス工期による契約方式を試行する工事（以下「フレックス工事」という。））を試行するものである。

（工事着工期限日及び工事着工日）

第３条　機構は、工事着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。

２　受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。

３　受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により機構に通知しなければならない。

（工期）

第４条　工事着工期限日から、フレックス工期に係る工期の終期までの期間は、機構の設定する必要な工事期間（当初設定工期の期間）を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

（前払金の取扱い）

第５条　フレックス工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

（工事着工日前の取扱い）

第６条　契約日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、

機構の責任において行うものとする。

2　契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

3　契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。

（技術者の取扱い）

第７条　フレックス期間（契約日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

（経費の負担）

第８条　フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）

第９条　この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以　上

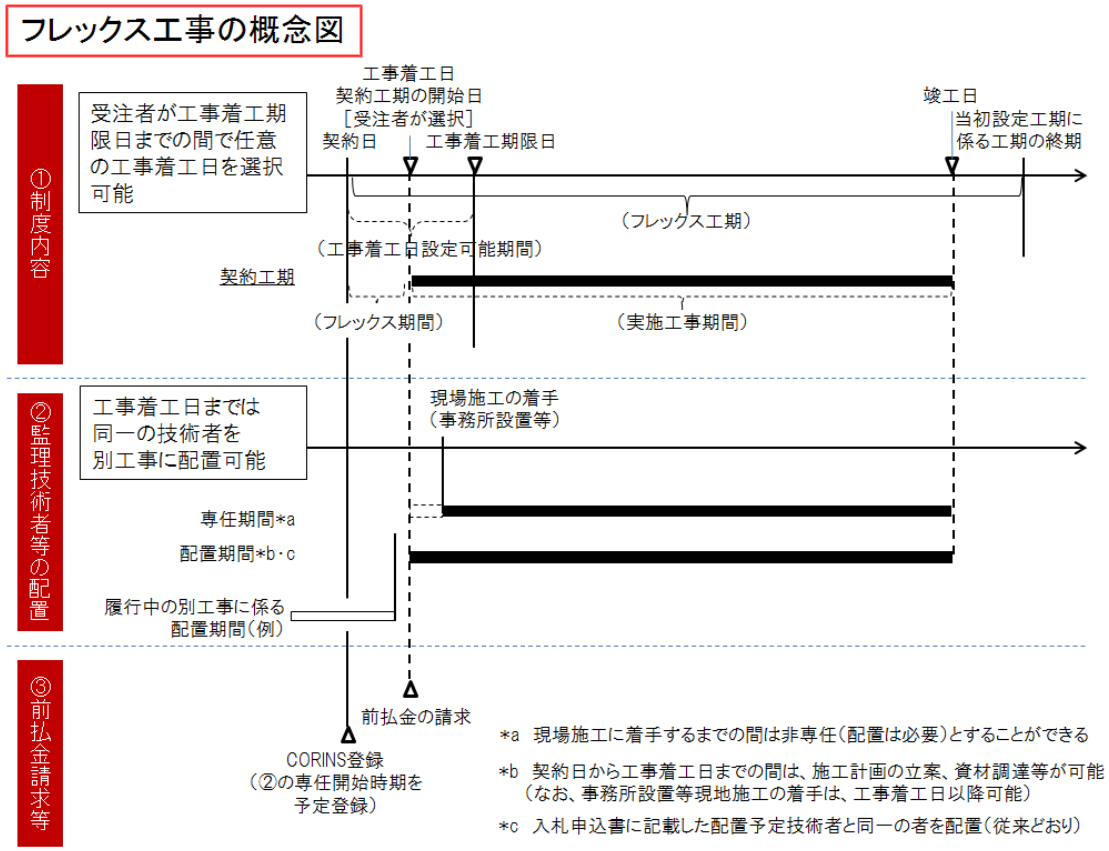

工　事　着　工　日　通　知　書

（フレックス工期契約制度適用工事）

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構中部支社
　支社長　伊藤　功　殿

受注者　住所
　　商号又は名称
　　氏名　　印

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工　　事　　名	２８－支－白鳥パークハイツ大宝給水施設改良他工事
工　事　場　所	愛知県名古屋市熱田区大宝2-4他
契約予定年月日	年　　月　　日
工　　期	工　事　着　工　日から 年　　月　　日まで
工　事　着　工　日	年　　月　　日

※契約時までに提出すること。
※契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。